

編集長が聞く!

宮沢洋一・自民党税制調査会 会長インタビュー

消費税率引上げ前提の予算・税制の
審議中に施行延期あり得ぬ
退職所得など所得税改革第3弾は
今秋議論へ



研究開発税制の拡充や個人版事業承継税制の創設を目玉とする「平成31年度税制改正」。平成31年度税制改正を盛り込んだ「所得税法等の一部を改正する法律案」は、開会中の通常国会の審議中で、政府・与党は年度内の3月末までの成立・公布を目指している。

平成31年度与党税制改正大綱の取りまとめ役を担った自民党税制調査会の宮沢洋一会長に今年10月に予定される消費税率10%への引上げや、今後の所得税改革第3弾について、本誌編集長が単独インタビューを行い、その背景や今後の対応を聞いた(文責:編集部)。

(※このインタビューは平成31年2月22日に実施しました。)

Q 1 まず、昨年12月14日まで3週間の日程で平成31年度税制改正大綱を取りまとめた率直な感想をお聞かせください。

A 直近の平成29年度改正、平成30年度改正と2年続けて、いわば20数年分の所得税の改正に取り組んできました。所得税は、法人税と比べてステークホルダー(利害関係者)の声が届きにくいし、税制改正の効果というものも相当遅れて出てくるものです。

平成29年度改正により配偶者控除の要件に合計所得金額を1,000万円以下とする納税者本人の所得制限が設けられ、配偶者控除の適用範囲が縮小されました。私も今、(平成30年分の所得税の確定申告における)納税関係書類を作成している中で、今回から税制改正の効果が効いてきたなあと“時差”を感じています。31年度税制改正では、所得税改革は「1年お休み」ということで所得税の大きな改正がありませんでしたので、税制改正としては割合に“小粒な改

正”だったと思います。

国税はあまり粒の大きな事項はありませんでしたが、地方税は自動車関係の税や法人事業税収の偏在是正という相応の改正が含まれていません。

また、今年10月1日から消費税率が10%へ引き上げられます。食料品と一定の新聞については8%のままの軽減税率制度が導入される中で、やはり前回の平成26年4月1日に5%から8%へ引き上げた時に駆け込みの反動が相当あって尾を引いた問題がありました。

消費税の軽減税率制度については、平成28年度税制改正で導入を決めた時にそれなりの手当てをしています。当時から消費税転嫁対策特別措置法も整備しており、今回も前回と同様に転嫁対策をしっかりと監視する体制を整え、転嫁を拒否するような圧力をかけるときには、その業者の名前を公表する等のペナルティーを科します。そのためには、公正取引委員会や中小企業庁にそれなりの人員を確保する必要があります。

す。また、インボイス制度の経過措置など消費税の増税や軽減税率制度の導入に対する仕組みは用意ができていると思います。昨年暮れの住宅や自動車に係る駆け込み・反動減対策も31年度税制改正大綱の大きな特徴と思っています。

Q2 平成31年度改正は“小粒”とおっしゃいましたが、その中でも目玉といわれる研究開発税制の拡充や個人版事業承継税制については、どのような意図をもって見直したのですか。

A 研究開発税制につきましては、毎年見直していますが、平成31年度改正では、研究開発のために費用をかけてくださった方がさらに有利になるように高水準型を総額型に統合することにして使い勝手がよくなったと思います。加えて、ここ5年ないしは10年、日本のモノづくりの関係で、かつて強みであった自社が全て研究開発を行い生産する「垂直型」の体制は世界的な流れでは遅れたものになっています。アイデアを出して設計まで担い、モノづくりを他の会社に任せるような会社がたくさん出てきている中で、やはり協力して研究開発をしていただくことが大変重要になってきます。大企業同士で研究開発していただけるよう、共同して開発をすることにインセンティブを与える税制ができました。ある意味では、時代に適した、時代を先取りした税制だろうと思います。

事業承継につきましては、平成30年度改正で、平成30年1月1日から10年限りの時限措置として法人版の事業承継税制（特例措置）を手当てしました。その話を進めている時から、個人事業主についても、しっかりと同様の手当てをしなければならないと考えていました。平成30年度税制改正大綱の検討項目には、実はその前年の書きぶりが「だから難しい」とあるのを、「こういう問題があるけれども乗り越えて

いくぞ」という趣旨に書き換えていました。それを昨年の秋から冬にかけて検討し、通常国会で審議中の税制改正法案が成立すれば、今年1月から10年間は個人事業主も対象となります。

これで、事業承継税制については「法人版」と「個人版」の必要な2つがそろったと思います。私も途中まであまり意識していなかったのですが、個人で開業されている医者や歯科医は高額な機械投資をしており、北海道の酪農家も相当な設備投資を行っており、相続時に大変だという声がある中で、中小事業者・小規模事業者に加え、医者等々が入ってくるということは、かなり広範にメリットの出る制度ができたと思っています。

Q3 平成31年度改正で創設される情報照会手続では、国税局長がインターネットの仲介業者などへ協力を求めることができるようになる点についてのお考えは。

A かつてと違い、イーコマース（電子商取引）など所得の把握が非常に難しい事案が増える中で、国際的に他のOECD加盟国が相応の制度をもっています。わが国にそれができる道具立てがなかったので、まず一歩やってみようということです。

Q4 与党の平成31年度税制改正大綱では「消費税率10%への引上げを平成31年10月に確実に実施する」と明記されました。本当に10月から税率引上げは実施されるのですか。

A 政治的ないろんな思惑があって、「二度あることは三度ある」と言っている方もいますが、現実には延期は無理だと思います。といいますのも、1つは、予算・税制を年度内に成立させるとなると、既に31年度予算案の歳入は消費税の税収が入っています。歳出には消費



税が上がることを前提にして、すべての歳出に8%ではなく、年度後半には10%の消費税率での歳出を計算していますし、反動減対策で住宅や自動車関係、さらにキャッシュレス化等の予算が入っています。さらに言えば、消費税率が上がることを前提に社会保障や教育関係の費用が計上されています。もしこの国会審議中に消費税率引上げを延期することを決めた場合、予算案自体を変えないといけなくなるということですから、現実的に起こり得ません。加えて、4月1日には住宅の購入について、一足早く4月1日以降の契約・10月1日以降の引渡しについては消費税率10%の世界が動き始めますから、延期はあり得ないと思っています。

Q5 弊誌読者のターゲットの1つである税理士や会計士の方々からは、民法改正に伴う配偶者居住権や、事業用小規模宅地特例の一部制限に関心が高まっています。

A 民法の改正自体は税法そのものに直接的な影響は少ないと思いますが、小規模宅地特例は、基本的に都市部の方を想定した制度です。ある意味で“粗削り”な制度ですから、いろんな意味で悪用することができないとは限りません。善意の方がいるというだけでは対応できませんので、徐々に穴を塞いでいる中で、今回も少し手当てをさせていただきました。

Q6 もう1つのターゲットは企業の経理担当者です。政府税制調査会では連結納税制度の専門家会合で見直しを議論していますが、平成31年度税制改正大綱の検討事項に入っていません。どう対応されるのでしょうか。

A 政府税調でいろいろと検討され、経済界の関心事項になっていることは側聞しています。それ以上の検討を我々（自民党税調）がやっているわけではありません。ただ、来年度税制改正要望が出てきたときには、自民党税調の中で議論することになると思います。政府税調とどうかかわるかは別としても、経済界の要望を受けて経済産業省が中心となり、どのような平成32年度（2020年度）税制改正要望が出され、それにどう対応していくのかという話になると思います。

Q7 勤続年数20年超で大きく変わる退職所得課税は平成31年度税制改正に入りませんでした。

A 31年度改正に当たり、退職所得だけを先に進めるかどうか内々に検討したわけですが、老後の生活保障、社会保障全体の中で検討していくことで、退職所得だけを先行するのではなく、NISA まで入るか分かりませんが、年金課税や個人型確定拠出年金（iDeCo（イデコ））など、全体の中で、政府税調の議論を受け止めて、今秋から検討を始めると思われます。これも始めてみて、どこまでの結論をどういう形でやるかは「状況を見ながら」ということになると思います。

Q 8 所得税改革の1つということでしょうか。

A 所得税改革の第3弾という位置づけの中で、ある意味で老後の生活所得といったものの全般の検討の中で、退職金の課税について議論していくことになると思います。

Q 9 来年から給与所得控除の縮減分を基礎控除に振り替える改正が行われます。大きな改正を控える中で、退職所得の見直しはいつ頃を想定されて進めるのでしょうか。

A 減税の場合は、前年12月に決めて、翌年1月から適用することができますが、増税の場合は一番早くても1年後となるでしょう。所得税の見直しは慎重にやらなければなりません。平成30年度税制改正で行った制度改革が現実に実行されて、ある程度見えてきた時点で次のことを考えなければいけません。それが3年先、4年先なのか、今は申し上げる段階にないわけですが、少しずつそういう方向に進めることになると思います。

Q 10 最後に国際課税など今後の課題についてお聞きします。

A 今後の話として、1点は、アマゾン等がどの国でどのくらいの利益を上げているのか分からないことです。今年日本でG20が開催されます。政府が新たなモメンタム（方向性）を出し、本来的には世界全体で適正な課税ができれば一番よいと思います。アップル等々のセグメント情報をしっかりと開示させる制度がなければ、外形的な課税はできません。ディスクロージャーを車の両輪のような話で検討していくことが一番よいと思いますが、我が国だけでなく国際的な大きな流れを作っていくことが大

事だろうと思います。

もう1点は、車の税金です。自動車業界は日本の車に対する税金は複雑で高いと言いますが、自動車にかかる税、ガソリンにかかる税はある意味で各国において基幹的な税収の1つであり、我が国が特に高いわけではありません。今後電気自動車等が伸びるとすると、ガソリンに対する税だけでは対応しきれない中で、どうすればよいか。GPS（全地球測位システム）を付けて走行距離を測る方法や、メーターを使って走行距離を測るという方法がありますが、どちらもなかなか難しい。GPSを全ての自動車につけることは、自然体では30年後にはできるかもしれませんが、すべての車に装着しないと制度を作ることはできません。メーター自体の信頼も100%確保する手立てに加えて、週に1度はガソリンスタンドに行ってチェックできるかといえば、そんな面倒くさいこともおそくできません。いろんな知恵が必要だろうと思います。

編集長 本日はお忙しいところ、ありがとうございました。

《略 歴》

宮沢 洋一（みやざわ よういち）氏

昭49. 4 大蔵省入省

55. 7 岸和田税務署長

平 4. 6 内閣総理大臣首席秘書官

12. 6 衆議院議員総選挙当選

（以降3期連続当選）

22. 7 参議院議員選挙当選

26.10 経済産業大臣・内閣府特命担当大臣等

27.10 自民党税制調査会会長

28. 7 参議院議員選挙当選（2期目）